資料6

資料編

1　松江市伝統文化芸術振興審議会

（1）委員名簿　（敬称略）

	氏　名	役職等
会長	垣内　恵美子	政策研究大学院大学公共政策プログラム文化政策コース　名誉教授
副会長	小泉　凡	小泉八雲記念館　館長
委員	石橋　淳一	佐陀神能保存会　会長
委員	大隅　宏明	NPO 法人松江音楽協会　事務局長
委員	小野　亮	株式会社ディー・エル・イー　代表取締役社長 CEO･CCO
委員	小林　准士	島根大学法文学部　教授
委員	園山　土筆	松江市文化協会　前副会長
委員	髙屋　茂男	八雲立つ風土記の丘　所長
委員	田中　藤一郎	松江市公民館長会　監事　鹿島公民館長
委員	田中　昌子	一般社団法人島根県建築士会　常務理事
委員	原田　順子	松江市教育委員
委員	松原　慶子	出雲国ジオガイドの会　事務局長
委員	森山　俊男	島根県茶道連盟　事務局長
委員	大田　美穂	株式会社アルトクラシー　ヘイソン・ニャー　ヘイ子（公募委員）
委員	田中　麻里	松江市民劇場　副会長　（公募委員）

任期：令和 7 年 8 月 31 日から令和 9 年 8 月 30 日まで（2 年間）

（2）設置根拠

松江の文化力を生かしたまちづくり条例（一部抜粋）

第 4 章　松江市伝統文化芸術振興審議会

（設置及び所掌事務）

第 7 条　次に掲げる事務を行うため、松江市伝統文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

⑴　市長の諮問に応じ、振興計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

⑵　振興計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。

⑶　前 2 号に掲げるもののほか、伝統文化芸術振興に関すること。

2　審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 8 条　審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2　委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 9 条　委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 10 条　審議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 11 条　審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

2　会長は、審議会の会議の議長となる。

3　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4　審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 12 条　議長は、必要があると認めるときは、審議会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。